



取りまとめ案(骨子)

令和8年3月23日
事務局

中間論点整理(概要)

- ブロッキングを実施するためには、単に有効な対策であるだけでは足りず、他のより権利制限的ではない有効な対策が尽くされたかどうか検証が必要。
- 他の手段として、ギャンブル等依存症対策基本法の改正法を踏まえた国内SNS事業者等による削除、海外サイト運営者に対する働き掛けといった対策を進めた上で、それらの対策を尽くしたとしてもオンラインカジノの情報が著しく減少しない場合、ブロッキングを排除せず、追加的な対応を講じることが適当。

構成員の主な意見の概要(一部抜粋)

関係省庁・事業者の各報告、効果検証の結果等を踏まえた必要性に関する主な意見の概要は、以下のとおり。

- オンラインカジノの利用者だけでなく、胴元である賭博場の開張者の取締りが重要である。
- 海外で合法であるオンラインカジノに対する法執行は容易ではなく、国際的な捜査には時間がかかる。
- 効果検証の結果として違法性の認識に課題があり、違法性の周知啓発が重要である。
- 規範意識を強化するとともに、オンラインカジノに手を染めない環境の醸成が重要である。
- 警察による捜査、違法性の周知啓発には、限界がある。
- CDN事業者による対策について、論点に入れ、改めて検討すべきである。
- フィルタリングは重要であるが、これで全てを防ぐことはできないので、ブロッキングの検討を排除するものではない。

- ✓ これまでの官民の取組により、誘導投稿等が大幅に減少するなど一定の効果が認められたが、違法性の認識等については一層の向上が求められないか。
- ✓ 今後、ブロッキングの実施の可否を判断するために、基本法改正に基づく取組を含め、包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証すべきではないか。

中間論点整理(概要)

- ブロッキングについては、近年、スマートフォンのプライバシー機能の向上等により、誰でも容易に回避することができるようになっているとの指摘がある。他方、カジュアルユーザや若年層がギャンブル等依存症になる前の対策が重要であり、ブロッキングにはこうした予防的効果があるとの指摘もある。
- ブロッキング実施国の実施手法や効果を検証した上で、ブロッキングの有効性に関する検討を深めていくべき。

構成員の主な意見の概要(一部抜粋)

関係省庁ヒアリング、諸外国法制の報告等を踏まえた有効性に関する主な意見の概要は、以下のとおり。

- 海外のエビデンスとして、様々な対策を講じる中でブロッキングも実施し、ある程度効果があがっている旨の報告があり、これについても検討材料とすべきである。
- ブロッキングの効果検証中であるスイスのような国の状況を注視することが重要である。
- ギャンブル等依存症の一番の対策は当該情報に接触する機会をなくすことであること(参考人ヒアリング)を踏まえると、カジュアルユーザや若年層のギャンブル等依存症の予防的な対策の観点で、有効性を検討すべきである。
- 約95%がISPのDNSサーバを参照していること(日本のほか、ブロッキング実施国も同様。APNIC資料)から、カジュアルユーザ対策という意味で、ある程度の有効性が認められる。

- ✓ ブロッキングは、技術的な回避策が指摘されているものの、現在のインターネット利用環境等に照らせば、若年層やカジュアルユーザ保護の観点から、対策としての有効性は否定できないのではないか。

中間論点整理(概要)

- 仮に必要性・有効性が認められるとしても、ブロッキングが許容されるためには、ブロッキングによって得られる利益が通信の秘密の保護と均衡するものであるかどうかについて検討が必要。
- 刑法上の賭博罪の保護法益は「勤労の美風」であり、これのみで通信の秘密の侵害を正当化することは困難であるが、オンラインカジノは、賭け額の異常な高騰や深刻な依存症患者の発生など、きわめて深刻な弊害があることを踏まえ、法益のバランスについて具体的な検討が必要。

構成員の主な意見の概要(一部抜粋)

関係者ヒアリング等を踏まえた許容性に関する主な意見の概要は、以下のとおり。

- ギャンブル等依存症の拡大防止が守るべき法益で、青少年保護やスポーツ健全性も守るべき法益。
- オンラインカジノは、24時間365日可能で、事業者との対話の場もなく、あらゆる手段で誘導してくる。
- オンラインカジノは人間の認知の構造を逆手に取り、巧妙に操作していることが指摘されており、個人の自律との関係で考えるべき問題の一つである。
- ギャンブル等依存症の弊害は、単なる財産的損失の問題ではなく、人生全体に関わる人格的な部分を含むものである。
- オンラインカジノによるギャンブル等依存症について、公営競技等の違いを含め、その実態把握が重要である。
- オンラインカジノの弊害は、ギャンブル等依存症の問題だけではなく、様々な犯罪につながるものであり、小学生が詐欺に参与する現実がある。違法な行為により国富が流出し、日本に大きな損失をもたらしている。
- 通信の秘密を守るためにどうするかという議論を併せて行うべき。

- ✓ 仮にブロッキングを実施する場合、その目的は、主として違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症やこれを生み出す違法オンラインカジノの流通の防止とし、加えて、国富の流出防止・スポーツ健全性の確保等を踏まえるべきではないか。
- ✓ 仮にブロッキングを実施する場合、違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症の危険性や違法オンラインカジノの実態を踏まえた検討が必要ではないか。

中間論点整理(概要)

- 仮にブロッキングを行う場合には、ブロッキングの対象や要件の明確化を図ることにより法的安定性を確保する観点から、何らかの法的担保が必要。
- ブロッキングの制度設計に当たっても、カジノ規制全般に対する議論抜きにその在り方を検討することは困難。
- 具体的な制度について検討するに当たっては、国内外の法制度を参考にしながら、ブロッキングの義務付けを行う主体、ブロッキングの対象となるサイト、実体的な要件、手続的な要件などについて具体的に検討すべき。

構成員の主な意見の概要(一部抜粋)

関係者ヒアリング、諸外国法制の報告等を踏まえた実施根拠・妥当性に関する主な意見の概要は、以下のとおり。

- ブロッキングの対象が他に波及しないようにするため、実体的要件、手続的要件をはじめ、法令の要件を作り上げる必要がある。
- 表現の自由への制約を必要最小限にするために、違法オンラインカジノに特化したものにすべきである。
- ブロッキングの命令主体は、ブロッキングの実効性の観点から検討をするとともに、手続の透明性を確保すべきである。

- ✓ ブロッキングを実施すべき状況にある場合は、立法措置を講じることが必要ではないか。
- ✓ ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、具体的に検討していくべきではないか。

- 違法オンラインカジノは、我が国の社会経済活動に深刻な弊害をもたらす犯罪行為であり、喫緊の対策が求められている。今後、政府全体で、実効的な対策を検討していくとともに、引き続き包括的な対策を講じていくべきではないか。
- ブロッキングについては、通信の秘密や知る自由等に抵触しうる対策であるから、他の権利制限的ではない対策が十分に尽くされたといえるか検証が必要である〈必要性〉。これまでの官民の取組により、誘導投稿等が大幅に減少するなど一定の効果が認められたが、違法性の認識等については一層の向上が求められないか。今後、ブロッキングの実施の可否を判断するために、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、その効果を十分に検証すべきではないか。
 - また、ブロッキングについては、技術的な回避策が指摘されているものの、現在のインターネット利用環境等に照らせば、若年層やカジュアルユーザ保護の観点から、対策としての有効性は否定できないのではないか〈有効性〉。
- ブロッキングについては、違法オンラインカジノ固有の侵害性の内実を突き詰めた上で、ブロッキングにより得られる利益が失われる利益と均衡しているか検証が必要である〈許容性〉。仮に実施する場合の「目的」については、主として違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症の予防やこれを生み出す違法オンラインカジノの流通防止とし、加えて、国富の流出防止・スポーツ健全性の確保等を踏まえるべきではないか。違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症の危険性や違法オンラインカジノの実態を踏まえた検討が必要ではないか。
- ブロッキングを実施すべき状況にあるといえる場合には、ブロッキングを最終的かつ効果的な違法オンラインカジノ対策として排除することなく、立法措置を講じることが必要ではないか〈実施根拠〉。ブロッキングの実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から具体的に検討していくべきではないか〈妥当性〉。